船舶事故調査報告書

平成２９年９月２１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　庄　司　邦　昭（部会長）
委　　員　小須田　　敏
委　　員　根　本　美　奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成２８年１０月１５日　１８時４９分ごろ
発生場所	福井県おおい町大島漁港南方沖の冠者島東側の防波堤 赤礁埼灯台から真方位２６５°１，７００m付近 （概位　北緯３５°３１．４′　東経１３５°３９．１′）
事故の概要	遊漁船加福丸は、北西進中、防波堤に衝突した。 加福丸は、釣り客２人が負傷し、船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成２９年３月２７日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	遊漁船　加福丸、４．９７トン ＦＫ３－９０２５（漁船登録番号）、個人所有 １１．４５m（Lr）×２．４８m×０．８０m、ＦＲＰ ディーゼル機関、３３０．００kW、昭和５６年１２月１５日 第２５１－１０１７８号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長　男性　６５歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５０年１月３１日 免許証交付日　平成２６年７月４日 （平成３２年４月４日まで有効）
死傷者等	軽傷　２人（釣り客Ａ及び釣り客Ｂ）
損傷	本船　船首部に破口 防波堤　なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　下げ潮の末期 日没時刻：１７時２２分ごろ
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、釣り客４人（以下「釣り客Ａ」、「釣り客Ｂ」、「釣り客Ｃ」及び「釣り客Ｄ」という。）を乗せ、法定灯火を表示し、平成２８年１０月１５日１８時００分ごろ若狭湾での遊漁を終え、大島漁港に向けて約９～１０ノットの対地速力で帰航を開始した。 本船は、船長が操舵室で手動操舵により操船し、釣り客Ａ及び釣り客Ｂが後部甲板でクーラーボックス等に腰を掛けて会話をし、釣り客Ｃが

	客室で椅子に腰を掛け、釣り客Ｄが操舵室で船長の横に立っていた。 船長は、大島漁港南方沖において前路の見張りをしながら北西進中、船首目標としていた‘冠者島東側の防波堤’（以下「本件防波堤」という。）の‘東端に設置された簡易標識灯’（灯質：単閃緑光　毎３秒に１閃光、灯高約４．７ｍ、光達距離５．５㎞、以下「本件緑灯」という。）を見失った。 船長は、大島漁港に接近すれば本件緑灯を視認できると思い、釣り客Ｄと会話をしていたところ、正船首至近に本件防波堤を認めた。 本船は、船長が舵を右舵一杯として機関を全速力後進としたものの、１８時４９分ごろ船首部が本件防波堤とほぼ直角に衝突した。 釣り客Ａ及び釣り客Ｂは、衝突の衝撃で転倒し、負傷した。 本船は、船長が釣り客の状況及び船体の損傷状況を確認後、自力で航行して大島漁港に戻った。 本船は、釣り客Ａが１１９番通報し、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報した。 釣り客Ａは、病院に搬送され、頸椎（けいつい）捻挫及び頭部挫創と診断され、釣り客Ｂは、帰宅後、同病院で受診したところ、胸部打撲傷と診断された。 （付図１　事故発生場所概略図、写真１　本船船首方より望む、写真２　本船船尾方より望む、写真３　本船後部甲板　参照）
その他の事項	船長は、ふだんから入航時に、画面の明るさを気にしてＧＰＳプロッターの電源を落として目視のみにより見張りに当たっており、漁港内を照らす灯りの影響で本件緑灯を見えにくいと感じていた。 船長は、大島漁港の状況を知っており、ふだんから本件防波堤に接近して本件緑灯を視認し、本件緑灯を左舷側に見て入航していた。 釣り客Ａは、後部甲板で両舷舷側に渡された床面からの高さ約０．４ｍの木製の板に船尾方を向いて腰を掛けていたところ、衝突の衝撃で、船首方に転倒して頭部を負傷した。 釣り客Ｂは、後部甲板上に置いたクーラーボックスに船首方を向いて腰を掛けていたところ、衝突の衝撃で、客室後部に設置された手すりをつかむことができたものの、客室後部の壁に胸部を打ち付けた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 本船は、大島漁港に入航中、船長が、釣り客Ｄと会話をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、本件防波堤に向かう態勢で航行していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。 船長は、大島漁港に接近すれば本件緑灯を視認できると思い、釣り客Ｄと会話をしていたものと考えられる。

	船長は、本件緑灯を見えにくいと感じていたが、大島漁港の状況を知っていたことから、ふだんから本件防波堤に接近して本件緑灯を視認し、本件緑灯を左舷側に見て入航していたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、大島漁港に入航中、船長が、釣り客Ｄと会話をしていて見張りを適切に行っていなかったため、本件防波堤に向かう態勢で航行していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船中は常時適切な見張りを行うこと。 ・夜間は、周囲の状況を考慮して常時安全な速力で航行すること。 ・夜間は、目視のみによる見張りに頼らずＧＰＳプロッター等を活用して船位の確認を行うことが望ましい。

付図１　事故発生場所概略図

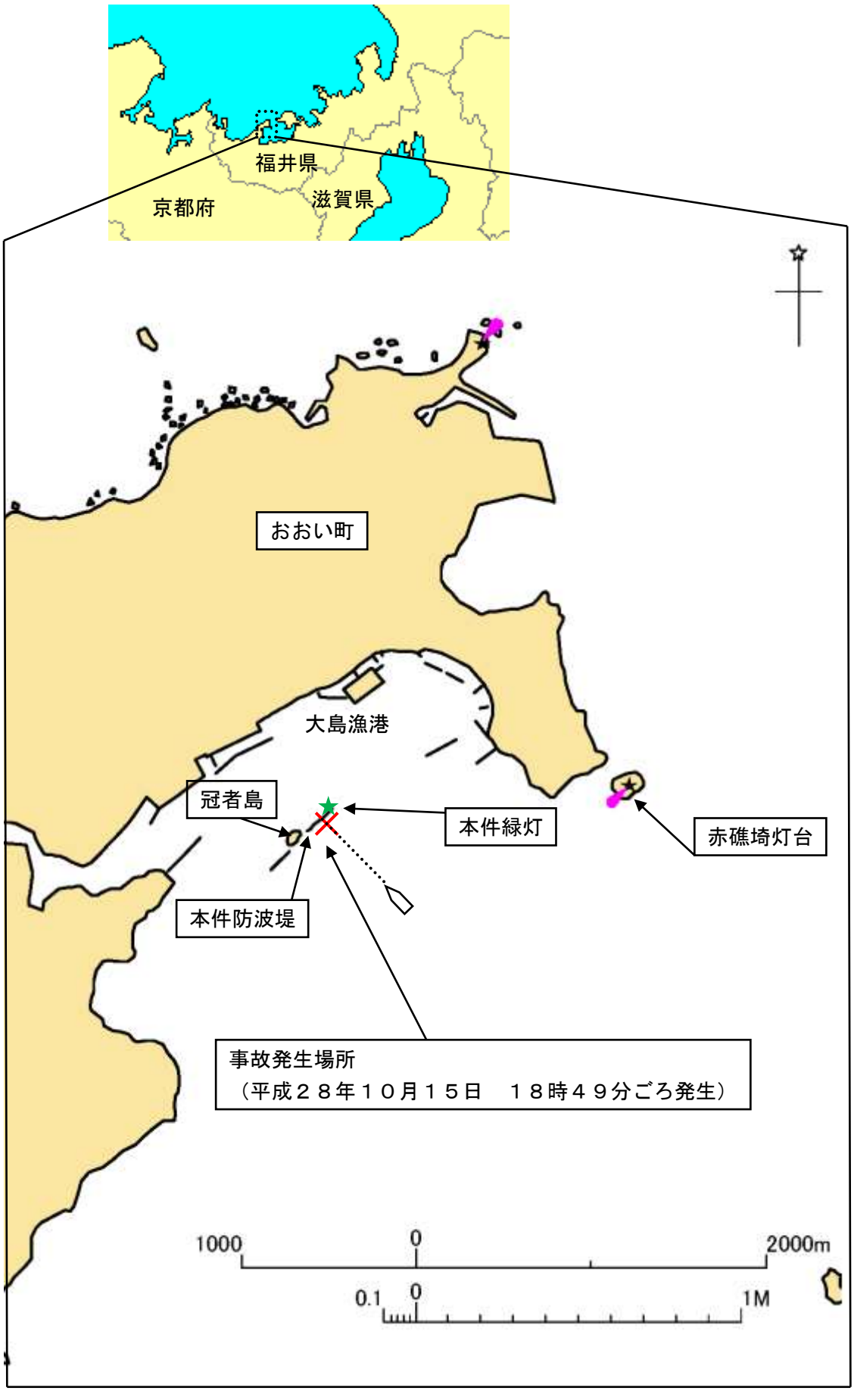

写真１　本船船首方より望む

写真２　本船船尾方より望む

写真３　本船後部甲板